

# 大治町議会定例会（第4日）

令和8年3月23日

| 令和8年3月大治町議会定例会会議録(第4号)            |  |
|-----------------------------------|--|
| 招集年月日                             | 令和8年3月23日  |
| 招集の場所                             | 大治町議事堂   |
| 開議                                | 3月23日 午前11時00分宣告(第4日)  |
| 応招議員                              | 1番：池田耕介                      2番：八神太紀                      3番：手嶋いずみ<br>4番：後藤田麻美子                  6番：鈴木 満                      7番：三輪明広<br>8番：若山照洋                      9番：松本英隆                      10番：林 健児<br>11番：吉原経夫                      12番：林 哲秀  |
| 不応招議員                             | なし   |
| 出席議員                              | 応招議員に同じ  |
| 欠席議員                              | 不応招議員に同じ   |
| 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町長：鈴木康友                      教育長：梶浦寿男<br>総務部長：安井慎一                  福祉部長：大西英樹<br>建設部長：三輪恒裕                  教育部長：水野泰博<br>総務部次長兼税務課長：加藤 謹      福祉部次長兼民生課長：猪飼好昭<br>建設部雨水対策監兼都市整備課長：済田茂夫<br>総務課長：吉田美穂                      財政課長：富田伸司<br>防災危機管理課長：山田繁樹              企画政策課長：水野 学<br>収納課長：加藤真二                      長寿支援課長：松木田英作<br>保険医療課長：水野克哉                  保険医療課主幹：鈴木雅之<br>住民課長：立松 修                      子育て支援課長：古布真弓<br>多世代交流センター所長兼介護・障害認定審査課長：立松 浩<br>保健センター所長：森本健嗣                  下水道課長：後藤丈顕<br>都市整備課主幹：八神幸夫                  産業環境課長：伊藤高雄<br>学校教育課長：太田悦寛                  社会教育課長兼公民館長：加藤裕一<br>スポーツ課長兼スポーツセンター館長：佐藤友哉<br>会計管理者兼会計室長：石塚秀樹 |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                | 議会事務局長：横井宗宣<br>係長：櫛田初代   |

○議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和8年3月大治町議会定例会議事日程

(第4日)

令和8年3月23日(月) 午前11時開議

1 開議宣告

2 議事日程の報告

日程第1 議案第2号 令和7年度大治町一般会計補正予算(第7号) 《採決》

日程第2 議案第3号 令和7年度大治町介護保険特別会計補正予算(第3号) 《採決》

日程第3 議案第4号 令和8年度大治町一般会計予算 《採決》

日程第4 議案第5号 令和8年度大治町国民健康保険特別会計予算 《採決》

日程第5 議案第6号 令和8年度大治町土地取得特別会計予算 《採決》

日程第6 議案第7号 令和8年度大治町介護保険特別会計予算 《採決》

日程第7 議案第8号 令和8年度大治町後期高齢者医療特別会計予算 《採決》

日程第8 議案第9号 令和8年度大治町下水道事業会計予算 《採決》

日程第9 議案第10号 大治町行政手続条例の一部を改正する条例について 《採決》

日程第10 議案第11号 大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について 《採決》

- 日程第11 議案第12号 大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について《採決》
- 日程第12 議案第13号 大治町税条例の一部を改正する条例について《採決》
- 日程第13 議案第14号 大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について《採決》
- 日程第14 議案第15号 大治町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について《採決》
- 日程第15 議案第16号 大治町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について《採決》
- 日程第16 議案第17号 大治町介護保険条例の一部を改正する条例について《採決》
- 日程第17 議案第18号 大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について《採決》
- 日程第18 議案第19号 令和7年度大治町一般会計補正予算（第8号）《採決》
- 日程第19 議案第20号 損害賠償の額を定めることについて《採決》
- 日程第20 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前11時00分 開議

○議長（若山照洋君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第2号から日程第8、議案第9号までを一括議題とします。

議案第2号から議案第9号について、予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長どうぞ。

○予算決算常任委員長（鈴木 満君）

予算決算常任委員会に付託されました事件の結果について、会議規則第41条の規定により御報告いたします。

去る3月10日の本会議において当委員会に審査を付託されました議案につきましては、3月12日に総務建設分科会、3月13日に文教厚生分科会を開いて審査を行い、本日委員会の全体会を開き、各分科会委員長の審査報告を受けました。

その結果、議案第3号、議案第6号、議案第7号、議案第9号の4議案につきましては全員賛成で、議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第8号の4議案につきましては賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

なお、議案第4号につきましては附帯決議が出されました。この附帯決議の内容につきましては、令和8年度大治町一般会計予算について、近年の財政状況を踏まえ、将来に向けた持続可能な町政運営を見据えた歳出の見直しが図られており、その方向性については一定の理解をするものである。しかしながら、当初予算案概要書において、「経費削減に取り組みながらも、町民の皆様へのサービスの低下を可能な限り抑えつつ、必要な事業に確実に予算を配分し」とうたいながら、歳出の削減が先行し、町民や各種団体に対して公平な予算編成があったとは必ずしも言い難い。今後予算編成においては、町民や関係団体との丁寧な意見交換を一層重ね、広く理解と納得が得られる形で、公平性と透明性の確保に十分配慮した予算編成に覚悟をもって努めるよう強く求める。

また、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、同交付金の趣旨を踏まえた的確な活用を図るために、既存の事業形態にとどまることなく、本町の地域の実情を踏まえた、よりきめ細やかで実効性の高い施策となるよう必要に応じて、事業内容の見直しを含めた十分な検討を行っていただきたい。

よって、下記の事項について今後、十分に留意して取り組むことを強く要請する。

1、各種団体に対する補助金の見直しについては、近年の財政状況を踏まえたものであることを町民に十分説明し、理解が得られるよう努めること。

2、各種団体の活動は、いずれも本町の発展を願い実施されているものであることを踏まえて、補助金の交付に当たっては公平性に十分配慮し、町民の納得が得られるよう努めること。

3、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用にあたっては、周辺自治体の取り組みにとらわれることなく、町民の生活への負担や影響を幅広く考慮した上で、本町にとって真の効果のある事業となるよう十分検討し決定すること。以上決議する。以上の決議するものであります。本委員会で採決した結果、賛成多数で附帯決議を付するものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（若山照洋君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

まず、議案第2号令和7年度大治町一般会計補正予算（第7号）について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。

令和7年度大治町一般会計補正予算（第7号）について、企業版ふるさと納税寄附金200万円の部分に関して反対をさせていただきます。当然、法令に基づいて適正に行われているものではございますが、寄附をされた企業は町のこの事業を行っておられる企業であり、また、完了検査直前に寄附を受け取っております。また、国の方針が変わり、今後ですね寄附された事業名を原則公表ということになっております。今回非公表ということで、疑義が持たれないということを考えるわけでございます。今回初めての町に対する企業版ふるさと納税寄附金でございます。やはり町として寄附を受ける場合、原則とかルールとかガイドラインとかですねそういうのをしっかり明文化して受け取るべきである。今回それがない中で受け取るということで、やはり疑義が持たれかねないということでございます。よって令和7年度大治町一般会計補正予算（第7号）に反対いたします。以上でございます。

○議長（若山照洋君）

次に、ごめんなさい。暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時08分 休憩

午前11時08分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

4 番後藤田麻美子議員。

○4 番（後藤田麻美子君）

4 番後藤田麻美子でございます。令和7年度大治町一般会計補正予算（第7号）について賛成の立場で討論を行います。

今回の補正に計上されました企業版ふるさと納税寄附金につきましては、既に契約関係にある法人から寄附を受領することは、内閣府令が禁止する寄附を行うことの代償として経済的な利益を強要することに該当しないと示されております。

また、そのほか歳入においては、個人町民税の収納実績による増額や国の補助金の増額などが計上されております。歳出におきましては、事業の終了に伴う減額をはじめ、財政調整基金積立金が増額など、いずれも適切な措置でありますので私はこの案件に賛成するものであります。皆様の御賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（若山照洋君）

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（若山照洋君）

起立多数です。したがって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第3号令和7年度大治町介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

11 番吉原議員どうぞ。

○11 番（吉原経夫君）

11 番吉原経夫でございます。令和8年度大治町一般会計予算に次の3点で……。

○議長（若山照洋君）

違いますね。暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時11分 休憩

午前11時11分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号令和8年度大治町一般会計予算について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

11番吉原経夫議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。先ほどは大変申し訳ございませんでした。

令和8年度大治町一般会計予算に次の3点で反対をさせていただきます。1点目はですね、一般会計から国民健康保険特別会計に繰り出すその他一般会計繰出金についてでございます。町長が1円もその他一般会計繰出金を1円もしないと何度もおっしゃっておられました。それを翻して入れられている。これは評価できるものでございます。しかしながら、入れるならばもっとたくさん入れてですね保険税、国民健康保険税引き上げない、もしくは引き上げ幅を減らすこれが可能だと思います。それが1点目でございます。

2点目は企業版ふるさと納税推進事業費でございます。補正予算のほうでも反対いたしました。企業版ふるさと納税をやるにあたって町としてルールなりガイドラインですね、それをしっかりつくってからやるべきだと。まだできてないうちにそういう事業を推進するに関しては反対でございます。

3点目は砂子地区事業支援業務委託料についてでございます。土地区画整理組合の設立を支援しようというところでございますが、一般質問などの回答の中で土地区画整理

組合ができた段階で採算が成り立たないと採算性がよくない、成り立たないとしても一度始めた事業はとまりにくいということをはっきりと職員の方は本音で言われました。やはりやり出した以上とまりにくい事業でございます。町長が土地区画整理組合に支援するのはいいと思いますが、できたときに「採算が合わないならやめる」としっかりと町長が発言するならば賛成できますが、そうじゃない以上将来に禍根を残す事業になりかねない。以上3点で令和8年度大治町一般会計予算に反対をさせていただきます。以上です。

○議長（若山照洋君）

続いて、原案に賛成の方の討論を許します。

3番手嶋いずみ議員どうぞ。

○3番（手嶋いずみ君）

3番手嶋いずみです。議案第4号令和8年度大治町一般会計予算について賛成の立場から討論を行います。

本予算は、通学路整備や防災公園整備など安全対策の推進、子育て支援の充実、さらには教育環境の整備など、住民生活に直結した施策がバランスよく盛り込まれております。また、老朽化施設の更新など将来を見据えた取り組みも評価できるものであります。

なお、一部においては今後の検討が望まれる点もございますが、総合的に勘案し、本予算に賛成するものであります。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（若山照洋君）

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

初めに、委員長長の報告による附帯決議を除いて採決します。

本案に対する委員長長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（若山照洋君）

起立多数です。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり、附帯決議を除いて可決されました。

次に、議案第4号に対する委員長報告による附帯決議について採決します。

ただいま議決されました議案第4号に対し、委員長報告のとおり附帯決議を付することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。

したがって、委員長報告のとおり議案第4号に附帯決議を付することは可決されました。

議案第5号令和8年度大治町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

11番吉原経夫議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。

令和8年度大治町国民健康保険特別会計予算に反対をいたします。4号の一般会計予算と同じ理由でございますが、その他一般会計繰入金についてでございます。町長が今まで言っていたことと違って一般会計繰入金を入れたということは大変評価できるものがございますが、入れるならばもっとたくさん入れて国民健康保険税引き上げない、もしくは引き上げ幅を減らすことができるはずでございます。よって、令和8年度大治町国民健康保険特別会計予算に反対をいたします。以上でございます。

○議長（若山照洋君）

続いて、原案に賛成の方の討論を許します。

9番松本英隆議員どうぞ。

○9番（松本英隆君）

9番松本英隆です。議案第5号令和8年度大治町国民健康保険特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。

歳出におきまして被保険者の減少や1人当たりの医療費の増加状況の中、国民健康保険税については一般会計からの繰り入れを行いながら、県が示す標準税率まで近づけていく内容となっております。これは依然続く物価高などといった社会情勢を背景に、被保険者の負担が単年で重くならないよう配慮されています。また、歳出においても医療費の抑制や健康促進を目的とした特定健康診査事業などを計上されております。厳しい財政状況の中、適正に算定されているものと考え、この議案に賛成するものであります。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（若山照洋君）

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（若山照洋君）

起立多数です。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号令和8年度大治町土地取得特別会計予算について討論を行います。  
初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号令和8年度大治町介護保険特別会計予算について討論を行います。  
初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号令和8年度大治町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。  
初めに原案に反対の方の発言を許します。

11番吉原経夫議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。

令和8年度大治町後期高齢者医療特別会計予算に反対いたします。後期高齢者医療制度75歳以上の高齢者の方だけ対象にしております。つまり必然的に医療費がかかる制度でございます。そのため保険料ですね、上げざるを得なくなっているという制度でござ

ざいます。また、来年度被保険者である町民の方多くが保険料の引き上げということになっております。よって反対をさせていただきます。以上です。

○議長（若山照洋君）

続いて、原案に賛成の方の討論を許します。

12番林 哲秀議員どうぞ。

○12番（林 哲秀君）

12番林 哲秀でございます。令和8年度大治町後期高齢者医療特別会計予算について賛成の立場から討論を行います。

高齢化による被保険者数、医療の高度化による1人当たりの医療費は増加傾向となっております。また、令和8年度は愛知県後期高齢者医療広域連合により保険料率が改定され、平均保険料は増加する試算となっておりますが、本町の予算については、後期高齢者医療制度に従って適正に計上されているものと考えます。よって、私は本議案に賛成するものです。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（若山照洋君）

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（若山照洋君）

起立多数です。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号令和8年度大治町下水道事業会計予算について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

[[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第10号から日程第12、議案第13号までを一括議題とします。

○議長（若山照洋君）

議案第10号から議案第13号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。  
総務建設常任委員長どうぞ。

○総務建設常任委員長（三輪明広君）

総務建設常任委員会は3月12日木曜日に開会しました。本委員会に付託されました事件は審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

議案第10号大治町行政手続条例の一部を改正する条例について、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を報告申し上げます。

この条例は従うべき基準ということなのかの問いに対しまして、インターネットでの公示と掲示板の公示合わせて従うべき基準でと考えているとの答弁でした。

議案第11号大治町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。

議案第12号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

期末手当について、正規職員と同じ扱いになるのか。また、駐車場についてはどうかとの問いに対し、期末手当は正規職員と同じ扱いで、駐車場に関しては現在検討中であるとの答弁でした。

議案第13号大治町税条例の一部を改正する条例について、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（若山照洋君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

議案第10号大治町行政手続条例の一部を改正する条例について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第12号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第13号大治町税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第14号から日程第16、議案第17号までを一括議題とします。

議案第14号から議案第17号について、文教厚生常任委員長から報告を求めます。

文教厚生常任委員長どうぞ。

○文教厚生常任委員長（手嶋いづみ君）

文教厚生常任委員会は3月13日に開会しました。本委員会に付託されました事件は審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により報告いたします。

議案第14号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。

議案第15号大治町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。

議案第16号大治町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。

議案第 17 号大治町介護保険条例の一部を改正する条例について、主な質疑の内容を報告いたします。

介護保険施行令の一部改正について再度詳しい説明をとの問いに対し、今回の改正は住民税の控除額が 55 万円から 65 万円へ引き上げられたことに伴い、介護保険料の所得区分に影響が生じるため実施されるものです。介護保険は 3 年間の計画に基づき設定されていることから、急激な変動を避けるため、令和 8 年度に限り控除の変更は反映せず、従来どおりの区分で保険料と算定する措置が講じられるものととの答弁でした。

以上で報告を終わります。

○議長（若山照洋君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

まず、議案第 14 号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

11 番吉原経夫議員どうぞ。

○11 番（吉原経夫君）

11 番吉原経夫でございます。

大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対をいたします。一般会計予算、国民健康保険特別会計予算でも反対理由述べさせていただきましたが、その他一般会計繰入金これをですねもっと増やして、保険税を引き上げない、もしくは引き上げ幅を下げる必要があると思っております。以上で反対理由とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（若山照洋君）

続いて、原案に賛成の方の発言を許します。

9 番松本英隆議員。

○9 番（松本英隆君）

9 番松本英隆です。議案第 14 号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

まず、令和 8 年度の国民健康保険特別会計は、支払準備基金の残高がなく、繰越金も見込めない中での予算編成となっております。このような中、県への事業費納付金を納めていくためには、税率改正は必要なものと考えております。

今回の改正は、県の運営方針を踏まえた上、町の財政が厳しい中一般会計からの繰り入れを行いながら、物価高といった社会情勢も鑑み、被保険者の急激な負担増にならないよう配慮されたものであります。したがってこの条例に賛成するものです。皆様の御賛同をよろしく申し上げます。

○議長（若山照洋君）

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（若山照洋君）

起立多数です。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第15号大治町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第16号大治町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第 16 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 17 号大治町介護保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 17 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第 17 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 18 号大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議題とします。

議案第 18 号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員長どうぞ。

○総務建設常任委員長（三輪明広）

議案第 18 号大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

配偶者が加算からなくなったら、子供とか孫はどうなっているのかの問いに対しまして、配偶者は廃止となるが、子に対しては第 2 号として 383 円から 433 円に改定され、孫に関してはないとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（若山照洋君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第19号令和7年度大治町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

議案第19号について、予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長どうぞ。

○予算決算常任委員長（鈴木 満君）

議案第19号について御報告申し上げます。

議案第19号につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（若山照洋君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 19 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第 19 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 19、議案第 20 号損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

議案第 20 号について、文教厚生常任委員長から報告を求めます。

文教厚生常任委員長どうぞ。

○文教厚生常任委員長（手嶋いずみ君）

議案第 20 号損害賠償の額を定めることについては、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

主な質疑の報告内容を報告いたします。損害賠償金額年間 4 万 9500 円の根拠は、また、この案件以外ほかは大丈夫なのか、チェックをされたのかとの問いに対し、使用許諾料の管理会社が出している料金表に基づいて 4 万 9500 円と確認している。大治町全て各部署がチェックを行い、ほかにはなかったという確認をしているとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（若山照洋君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 20 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第 20 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 20、海部地区環境事務組合議会議員の選挙を行います。  
本町の選出議員数は 1 名で、議会議員の中から選出をするものです。  
任期は令和 8 年 4 月 1 日から 2 年です。  
お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。  
お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。  
海部地区環境事務組合議会議員に後藤田麻美子議員を指名します。  
お諮りします。

後藤田麻美子議員を、海部地区環境事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をしました後藤田麻美子議員が、海部地区環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、海部地区環境事務組合議会議員に当選されました後藤田麻美子議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定による当選の告知をします。

当選承諾及び御挨拶をお願いします。

○議長（若山照洋君）

4 番後藤田麻美子議員どうぞ。

○4 番（後藤麻美子君）

海部地区環境事務組合の議員に指名推選をいただきました後藤田麻美子でございます。  
役割発揮にしっかり進めてまいりますので、どうかよろしく願い申し上げます。

○議長（若山照洋君）

おめでとうございます。

以上で本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

これで令和8年3月大治町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時45分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 若 山 照 洋

署名議員 松 本 英 隆

署名議員 林 健 児